

○四国地方整備局告示第五十九号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和五年五月十日

四国地方整備局長 荒瀬 美和

第1 起業者の名称 徳島県

第2 事業の種類 県道志度山川線改築工事（徳島県阿波市阿波町東原地内）

第3 起業地

1 収用の部分 徳島県阿波市阿波町東原地内

2 使用の部分 徳島県阿波市阿波町東原地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

「県道志度山川線改築工事」（以下「本件事業」という。）は、徳島県阿波市阿波町東柴生地内から同町東原地内までの延長2,055mの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする県道改築工事であり、申請に係る事業は、本件事業のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第3号に掲げる都道府県道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

県道志度山川線（以下「本路線」という。）は、道路法第7条の規定により徳島県知事が県道に認定した路線であり、同法第15条の規定により徳島県が道路管理者となること、既に本件事業を開始していることなどの理由から、起業者である徳島県は、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

本路線は、香川県さぬき市の一般国道11号志度交差点を起点として、東かがわ市及び阿波市を經由し徳島県吉野川市の一般国道192号山川町瀬詰交差点を終点とする延長39.7kmの主要地方道である。

徳島県における本路線は、吉野川を挟んで阿波市と吉野川市を結ぶ地域の幹線道路であるとともに、阿波市阿波町においては、本路線周辺に、住宅、店舗及び小学校等の公共施設があるなど、地域住民の通勤・通学等の日常生活を支えているだけでなく、阿波市で生産される農産物の輸送にも利用されるなど、物流等の経済活動においても重要な役割を担っている。

しかしながら、本路線のうち、阿波市阿波町東柴生地内から同町東原地内までの区間（以下「現道」という。）は、道路構造令（昭和45年政令第320号）に定める道路幅員を満たさない狭小区間や、最小曲線半径を満たさない見通しの悪い線形不良箇所が多数存し、自動車の円滑なすれ違いが困難となっている。現道において、平成24年以降に発生した39件の交通事故のうち、約64%にあたる25件が、これら道路構造令の不適合箇所が発生するなど、幹線道路としての機能を十分に発揮できていない状況である。

また、現道には住宅等が連たんし、近隣の小学校の通学路に指定されているにもかかわらず、歩道が設置されていないことから、通学生を含む歩行者や自転車利用者（以下「歩行者等」という。）は路肩や車道の通行を余儀なくされているなど、常に危険にさらされており、安全な通行が確保されていない。

本件事業の完成により、本件区間に必要な車道幅員及び歩道等が確保された良好な道路が新たに整備されることから、現道における通過交通が現道の狭小区間等を避けることにより、本件区間に転換され、現道の危険性が軽減されるほか、安全かつ円滑な自動車交通及び歩行者等の安全な通行が確保されるものである。

さらに、物流の効率化が図られ、地域生活を支える農業の発展に寄与し、地域住民の利便性向上等、安心して安全な地域生活が確保される。

また、阿波市阿波町東原地内では、阿波市が施行者として、本件事業と周辺公共施設を結ぶ阿波市道東原12号線が新設事業として建設が進められており、本件事業は、当該市道と接続し、沿道周辺の公共施設の利便性を向上させる重要な役割を担うものである。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

本件事業が生活環境に与える影響については、環境影響評価法（平成9年法律第81号）及び徳島県環境影響評価条例（平成12年徳島県条例第26号）に基づく環境影

響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が令和2年10月に、同法等に準じて任意で大気質、騒音及び振動等について環境影響評価を実施しており、その結果によると、いずれの項目においても環境基準等を満足するとされている。

また、上記の評価結果によると、本件区間内及びその周辺の土地において、動物については、環境省レッドリストに絶滅危惧ⅠB類として掲載されているナガレホトケドジョウ、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているタマシギ、コガタノゲンゴロウ等、準絶滅危惧として掲載されているミサゴ、ハイタカ等その他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種が確認されている。植物については、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているミズマツバ及びコギシギシ、準絶滅危惧として掲載されているコイヌガラシ及びカワヂシャ、その他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種が確認されている。本件事業がこれらの動植物に及ぼす影響の程度は、周辺に同様の生息又は育成環境が広く残されることなどから影響はない又は極めて小さいと予測されている。加えて、今後工事による改変箇所及びその周辺の土地で重要な種が確認された場合は、必要に応じて専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講ずることとしている。

また、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地は存在しない。なお、今後、工事施工中に遺構等が確認された場合は、現状を変更することなく、直ちに徳島県教育委員会と協議の上、発掘調査等を行い、記録保存を含む適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

（3）事業計画の合理性

本件事業は、道路構造令による第3種第3級の区分に基づく2車線の道路をバイパス方式で整備する事業であり、その事業計画は、同令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件区間における事業計画については、第1案（バイパス案（西側））、第2案（バイパス案（東側））（申請案）、第3案（現道拡幅及びバイパス案）の3案による検討が行われている。

申請案は他の2案と比較すると、延長が最も短いことに加え、阿波市立伊沢小学校、伊沢認定こども園等の公共施設や、阿波市の主産業である農産物の集積・配送の核である阿波市農業協同組合本店の近くを通過できるため利便性が高く、家屋等の支障物件数を削減できるため、社会的な影響が小さく、経済的にも事業費が最も低額となることから申請案が社会的、技術的及び経済的観点から最も合理的な計画であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の事業計画に基づき施行することにより得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越

すると認められる。

したがって、本件事業の事業計画は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、現道は歩道がなく、線形不良箇所及び幅員狭小区間が存在するほか、交通事故が発生しており、本件事業により安全かつ円滑な自動車交通及び歩行者等の安全な通行の確保を図る必要があることから、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

したがって、本件事業を早期に施行する公益上の必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 徳島県阿波市役所